

チコ労務管理事務所通信

4月から始まる

「産休期間中の社会保険料免除制度」

4月から制度スタート

仕事と子育ての両立支援を図るため、産前産後休業（原則、産前 42 日・産後 56 日）を取得した場合、育児休業の場合と同様に社会保険料の免除が受けられるようになります（被保険者分および事業主分）。

この制度の対象者は、今年 4 月 30 日以降に産前産後休業が終了となる方で、4 月分以降の保険料から免除の対象となりますので、社内で周知しておくことが必要でしょう。

書類の提出時期・提出先

事業主による届出書類の提出時期は「被保険者から申出を受けた時」、提出先は「事業所の所在地を管轄する年金事務所」とされています。今後公表される「健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書」を、「窓口への持参」「郵送」「電子申請」のうちいずれかの方法で提出します。なお、添付書類は特に必要ないとのことでした。

留意点

この手続きを産前産後休業している間に行わなければ保険料免除の対象にはならないので、申請漏れが発生しないよう、十分注意が必要です。また、産前産後休業は、出産日によって当初の予定と期間が変わる場合がありますので、出産日前に手続きを行う場合出産日によって産前産後休業期間に変更が生じた場合は「産前産後休業取得者変更（終了）届」により、変更の届出を行う必要があります。

標準報酬の改定

産前産後休業終了後に報酬が下がった場合、産前産後



休業終了後の 3 カ月間の報酬額を基にして、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から標準報酬が改定されます。

この場合、会社が「産前産後休業終了時報酬月額変更届」を提出しなければなりません。産前産後休業を終了した日の翌日から引き続き育児休業を開始した場合には提出することができません。

その他の留意点

被保険者が産前産後休業期間を変更したとき、または産前産後休業終了予定日の前日までに産前産後休業を終了したときは、事業主は速やかに「産前産後休業取得者変更（終了）届」を提出する必要があります。

育児休業期間中の保険料免除期間と産前産後休業期間中の保険料免除期間が重複する場合は、産前産後休業期間中の保険料免除が優先されます。

未払残業代請求の内容証明が急増中！

東京管内の割増賃金遡及支払額が 17 億円に

東京労働局から「監督指導による賃金不払残業の是正結果（平成 24 年度）」が公表されましたが、これによれば、東京労働局管内で、時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金が適正に支払われていないとして是正勸

告・指導され、100万円以上の遡及支払いになったのは125企業となり、その総額は17億円に上ったとのこと
です。

ネット上にあふれる割増賃金請求に関する情報

最近、主に元従業員から、未払残業代請求の内容証明が届く企業が非常に増えているようです。「あなたの未払残業代がすぐわかる!」といったような内容のサービスを謳うホームページや、残業代請求に関する内容証明のひな形を掲載するサイトも増えています。

これらを利用すれば、内容証明の作成・送付により、簡単に会社に対して未払残業代を請求できる時代になってしまいました。

会社としての対応は?

ある日突然、送りつけられた未払残業代の支払いを要求する内容証明。その内容ごとに、会社の対策は変わってきます。

まず、内容証明の送り手は誰か。内容証明の差出人が、従業員個人なのか、合同労組やユニオンなのか、弁護士等なのかにより、会社としての対応が違ってきますし、相手の事情や紛争が長期化するかどうかもある程度読み取ることができます。

例えば、従業員(元従業員)本人による場合、会社へのうっぷんを晴らしたいのか、お金が欲しい(お金に困っている)だけなのか、上司等に対する個人的恨みなのか等が判断できる場合があります。また、内容の完成度や要求の度合いにより、インターネットのテンプレートを使って素人レベルで作ったものなのかどうか等の情報がわかり、以後の会社のとるべき対応を考えるうえで参考になります。

いずれにしても、会社としては、必要な資料(タイムカード、日報、就業規則、賃金規程等)の収集・検討を行い、残業時間を確認し、そのうえで対応を行います。

日頃の労務管理が重要!

もっとも、未払残業代を発生させてしまう残業・労働時間管理を根本から見直さない限り、こうした内容証明が届くりスクはなくなりません。

「会社が未払残業代を請求された」という噂が広まれば、現在働いている従業員についても、その不満を爆発

させてしまうことにつながる可能性も大いにあります
今一度、自社の労働時間管理について検証してみたい
かがでしょうか。

2014年度の各種保険料率(率)

雇用保険料率

1月27日に2014年度の雇用保険料率が発表されました。2013年と変わらず、下記の通りとなります。

- ・一般の事業...1000分の13.5(労働者負担=1000分の5、事業主負担=1000分の8.5)
- ・農林水産清酒醸造の事業...1000分の15.5(労働者負担=1000分の6、事業主負担=1000分の9.5)
- ・建設の事業...1000分の16.5(労働者負担=1000分の6、事業主負担=1000分の10.5)

一般拠出金率

石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の料率は、従来の1000分の0.05から1000分の0.02に変更になりました。なお、労災保険料率の見直しについては現在のところ未定です。

健康保険料率・介護保険料率(協会けんぽ)

健康保険料率は、2013年度と変わらず据え置きとなりましたが、介護保険料率については1.72%に変更になりました。

人事労務に関する手続き・ご相談・お問い合わせは...

チコ労務管理事務所

連絡先: 〒130-0014 東京都墨田区亀沢4-19-3
電話: 03-3625-2927 FAX: 03-6751-8185
e-mail: info@chiko-jimusho.com